

令和元年度 市におけるいじめ防止等に係る取組 実施状況調査票

(芦屋市いじめ防止基本方針7, 8頁についての実施状況報告です。)

No.	項目	担当課	内容	令和元年度の取組実施状況
1	教職員の資質能力の向上	学校教育課	学校基本方針、「いじめ対応マニュアル」(兵庫県教育委員会発行)、「生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり」(国立教育研究所発行)、「いじめ未然防止プログラム」(心の教育総合センター)等の活用や、いじめの具体的事例をもとにした校内研修の実施を促す。	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省通知「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成」に基づき、校長会、生徒指導連絡協議会で、積極的ないじめ認知について確認。各校では、職員会議において周知するとともに、過去の事例とその取組について研修を実施。 ・各校年間2回、スクールカウンセラーによるカウンセリングマインド研修を実施 ・毎月、各校の生徒指導担当教員、芦屋警察署等関係機関が出席する芦屋市生徒指導連絡協議会を開催して、情報の共有と対応や取組の協議を行った。(3月は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。)
		打出教育文化センター	初任者研修・年次研修・管理職研修等の研修を実施し、法令の理解や危機管理意識を向上させ、教職員のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修において、若手教師パワーアップセミナー「元気が一番」塾主宰 仲島正教先生を迎えて「一人ひとりが活きる学級づくり」と題して子どもの些細な変化やいじめの兆候を見逃さないための手立てや対処方法などについて学んだ。 ・教頭研修会において大阪弁護士会弁護士 土田壮太郎氏を迎えて「法的根拠に基づいた保護者対応」と題していじめ事案や保護者トラブル事案に対しての法的な根拠に基づく対処法について学んだ。
2	早期発見・早期対応のための措置	人権・男女共生課	基本方針8頁【別表】No.1 人権擁護事業 特設人権相談所を開設し、人権擁護委員がいじめや嫌がらせ等に関する相談に対応し、問題解決につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談の実施(毎月2回) 人権擁護委員(法務大臣委嘱)による相談を実施(いじめ・いやがらせ、名誉棄損、信用問題その他人権に関すること) ※令和元年度はいじめ問題に関する相談なし
		子育て推進課	基本方針8頁【別表】No.2 家庭児童相談(※) 家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配事の相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導等適切な対応を行う。 ※R2.4月～子ども家庭支援員・虐待対応専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭からの相談内容で、不登校や家庭環境の不安定さからいじめを発見できる可能性があり、相談面接等の聞き取りから早期発見に努めている。また、虐待を受けている児童や非行等の行動がある児童についてもいじめの被害者にも加害者にもなる可能性があるため、児童が健全な生活を送れるよう支援している。 ・いじめに関する内容での対応件数は1件
		学校教育課	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を配置し、児童生徒や家庭からの相談を受ける体制や学校だけでは困難な事案について、学校支援チーム等を活用して専門的、多角的な支援体制の拡充を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーを各中学校区へ派遣。教育相談や緊急時案の対応等、中学校へ59回、小学校へ2回。ケースにより、学校教育課で28回、適応教室へ2回、病院へ2回派遣や相談にあたった。 ・スクールカウンセラーを5名配置。年間38日。教師・児童生徒・保護者向けの研修会を20回実施。
		打出教育文化センター	基本方針8頁【別表】No.3 芦屋市カウンセリングセンター教育相談 不登校、非行、性の問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市カウンセリングセンターに業務委託し実施した。(電話相談111件 面接相談163件) ・相談窓口ポスターを作成し、各学校へ配布、掲示を行った。
打出教育文化センター	基本方針8頁【別表】No.4 打出教育文化センター教育相談 不登校・友人関係等学校園における悩みについて、電話、面接による教育相談を実施する。	不登校や発達障害等の悩みについて、教育相談員による親子面接相談を年間で延べ604名実施した。また、所長による電話相談を40回行った。相談の状況を学校園や関係機関と共有し、悩みの改善につながるよう働きかけることにも力を注いでいる。		

No.	項目	担当課	内容	令和元年度の取組実施状況
2	早期発見・早期対応のための措置	青少年愛護センター	基本方針8頁【別表】No.5 青少年愛護センター相談 青少年の問題全般について、電話、来所及び訪問による相談活動を実施する。	青少年愛護センターで受理した相談件数は14件で、その内いじめ・不登校に係る相談は9件であった。情報を得た場合には、該当学校及び関係機関と連携して対応している。
		教職員課	教職員が児童生徒と寄り添う時間を確保し、常に児童生徒の状況を把握するとともに、児童生徒との関係を深め、いじめ防止等に積極的に取り組むことができるようにするために、校務支援システムの活用等により、事務処理の軽減等学校業務改善に努める。	教職員が児童生徒と寄り添う時間を確保するため、校務支援システムの活用はもとより、学校業務サポーターとの業務整理を行い、各校の工夫改善策の共有化を図った。加えて、「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の再徹底を図った。
3	啓発活動	人権・男女共生課	① いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性など、「子どもと語る会」等を通して、児童生徒が「いじめ防止等」に対する意識を高めるよう努める。 ② 生徒指導連絡協議会等と連携するとともに、人権週間でのパンフレット配布やリーフレット、講演会等を通して、機会があるごとに家庭・地域への啓発を行う。	①-1 人権教室の開催 ・携帯電話やスマートフォンの正しい使用方法や危険性を知り、いじめ発生を防止すること、いじめを受けた場合の対処方法を知ることを目的に授業を行った。 山手中学校 492人 (R1.6.21) 潮見小学校5年生、6年生 257人 (R1.9.25) 潮見小学校3年生 116人 (R1.12.23) 宮川小学校4年生 113人 (R2.1.31) ・人権擁護委員がDVDや紙芝居等を用いて、子どもたちに、「思いやりの心」「いのちの大切さ」を楽しくわかりやすく学んでもらうことを目的に授業を行った。 新浜保育所 69人 (R1.7.18) ①-2 人権の花運動の実施(朝日ヶ丘幼稚園) 花の種子、球根等を配布し、児童等が協力し合って育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにするを目的とする。 ※①-1, 2は、人権擁護委員、市、法務局の共催事業 ②「日々の生活と人権を考える集い2019」にてパンフレットを配布した。(R1.11.13)
		子育て推進課	① いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性など、「子どもと語る会」等を通して、児童生徒が「いじめ防止等」に対する意識を高めるよう努める。 ② 生徒指導連絡協議会等と連携するとともに、人権週間でのパンフレット配布やリーフレット、講演会等を通して、機会があるごとに家庭・地域への啓発を行う。 ③ いじめ問題対策連絡協議会主催で、小中学生に対する啓発を企画し、全市的に取り組む。	②リーフレットの配布 ・子どもの権利条約(乳幼児版、小学生版、中学生版)の配布 (対象: 保育所5歳児、幼稚園年長、小学6年生、中学3年生) ①, ③-1 いじめ防止啓発事業「親子で考えよう! いじめ防止のロゴマーク」の実施(学校教育課及び小中学校と連携して実施) ・市内在住または在学の小中学生を対象に募集(10月から11月) ・応募件数は小学生211件、中学生209件で合計420件 ・いじめ問題対策連絡協議会にて市長賞1点、教育長賞1点、入賞5点を選考(12月) ・表彰式、展示会を開催(2月、3月) ・啓発事業に応募者全員に受賞作品入りの缶バッジを配布し、受賞作品を用いたポスターを市内小中学校で掲示するなど、募集期間以外もいじめ防止の啓発に取り組んだ。(2月) ③-2 その他の取組 ・あしや保健福祉フェアで啓発チラシ、啓発グッズを配布(7月) ・JR芦屋駅周辺で街頭キャンペーンを実施(11月)

No.	項目	担当課	内容	令和元年度の取組実施状況
3	啓発活動	学校教育課	① いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性など、「子どもと語る会」等を通して、児童生徒が「いじめ防止等」に対する意識を高めるよう努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て推進課と連携し、市内の小中学生を対象に啓発事業を実施。 ・学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載する等、保護者に周知。 ・保護者・地域向け「いじめ防止啓発チラシ」の配布 ・いじめチェックリストの活用
		青少年愛護センター	② 生徒指導連絡協議会等と連携するとともに、人権週間でのパンフレット配布やリーフレット、講演会等を通して、機会があることに家庭・地域への啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成愛護委員の班集会（小学校区ごと、月1回）において、兵庫県からのいじめ防止やネットに潜むいじめに関するパンフレット等を配布して注意喚起を行った。 ・中学校区青少年健全育成推進会議及び青少年育成愛護委員会との共催で開催し、「ネットの危険性について ～危険な子供たちへリアルなネットの危険性～」について研修会を実施して、69名の参加を得た。
4	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	学校教育課	教育委員会は、いじめの実態や学校における取組状況を点検し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。また、いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校ともに、いじめアンケートを毎学期実施し、その都度、対象者に個別調査を実施 ・スクールカウンセラー、養護教諭の積極的活用による児童生徒ならびに保護者との相談体制の充実 ・スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携したケース会議や校内研究会等での研修を実施 ・日記や生活ノート等を活用し、早期発見に努めた。
5	インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策	学校教育課	児童生徒、教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用など情報モラル教育を推進する。また、児童生徒のパソコンやスマートフォン等を管理する第一義的な責任を負う家庭に対し、フィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、子どもにスマートフォンを持たせる際の保護者の責務を周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科等（技術家庭・国語・特別活動）で情報通信ネットワークや個人情報の保護、スマートフォンやSNSの危険性について、考えたり、議論したりした。 ・外部講師（法務局・大学准教授等）を招聘した学習会を10回（小学校8回・中学校2回）開催。うち5回は、保護者も対象にした講演会を開催した。
		打出教育文化センター		教職員向けに「ネット社会の歩き方 情報モラルセミナー」と題して千葉大学教育学部附属中学校副校長 三宅健次先生を迎えて、次期学習指導要領に明記されている情報活用能力の一つである「情報モラル」について、その現状と重要性に基づき、具体的な指導法について学んだ。